質 問 第 二 号平成二年一月十二日提出

振動障害に係る労災補償給付に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

平成二年一月十二日

衆

議

院

議

長

田

村

元

殿

提 出 者

Щ 原 健

郎

振 動 障 害 に 係 る 労災 補 償 給 付 に 関 する 質 間 主 意 書

政 府 は 振 動 障 害 に 係 る 労 災 補 償 給 付 \mathcal{O} 適 性 化」を図るとして、そ 0 ため 0 施 策を 進 \Diamond 7 1 る。

ところ が その 実施 状 況をみると、 振 動 障 害 被災者 の実情や努力を無視 L た措置 が 採 5 れ る など、

帰 公 を 正 進 な労 8 災行 る た 政 \Diamond を進 \mathcal{O} 条 め 件 整 るうえで看 備 ŧ 急 が 過 れ でき て 7 る。 ない 問 題 が 生じて 7 また、 振 動 障 害被災者の社会復

る。

従 0 て 次 \mathcal{O} 事 項 に 0 1 7 質 間 す る。

社 会 復 帰 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 努 力 を L て 1 る 振 動 障 害 被災 者 を 律 に 軽 快 L てい る とみ な て 労災 補

償 給 付 を 率 先 L て 打 5 切 る など \mathcal{O} 状 況 が 4 5 れ る。 れ は 振 動 障 害 被 災 者 \mathcal{O} 実 情 を 無 視 し、 社

会 復 帰 ^ 0) 努 力 に ŧ 水をさ す Ł \mathcal{O} で あ り、 是 正 すべ きで あると考え るが どう カン

振 動 障 害 12 つい て は、 振 動 ば < 露 からの 離 脱 によりその症状の 部 は 消 退 Ļ 治療によって

たり 果 症 に 状 は 0 主 軽 1 治 7 快 医 す は \mathcal{O} る 労 意 とい 働 見を尊る 省 うことが t 通 重す 達 等 る」 に 医 学 とい ょ 的 り 、 う 今 常 政 識 日 府 لح ま で L **(**労 認 7 働 8 確 省) て 認 さ きたところで 方 れ 針 7 は、 V る。 振 動 あ 振 障 る。 動 害 障 に 振 害 . 関 動 12 するこの 関 障 害 す 労 る 災 医学 行 \mathcal{O} 的 治 政 常 12 療 効 識 当

三 診 労 療 災 担 補 . 当 償 医 給 師 付 \mathcal{O} \mathcal{O} 意 見 適 正 (様 化 式 3 号) に当たり、 とい う 所 場 轄 監 合 督 \mathcal{O} 署 カゝ 直 5 前 地 方労災医 لح は ど \mathcal{O} 員 < 協 5 議 1 会に提出 \mathcal{O} 期 間 か 「 する 「直 前 \mathcal{O}

を踏

まえて

運

用

されるべ

きもの

と考えるがどう

か

兀 古 定 難 治 性 治 と 療 言 効 わ 果 れ が る 期 振 待 動 で 障 きな 害 に < つ な ١ ر 0 て、 た 段 そ 階) \mathcal{O} 労 に 災 達 補 L 償 7 給 か 付 ら、 \mathcal{O} تلح 適 \mathcal{O} 正 程 化 度 \mathcal{O} 期 給 間 付 を 打 お 切 1 り 7 は 実 施 「 症 12 移 状

ょ 労 り 災 Ł 給 む 付 L ろ \mathcal{O} 被災者 適 正 化 診 及 療担 び 振 動 医 障 • · 害 関 被災者 係 労 組 \mathcal{O} 等に 社 会 ょ 1復帰 る自 12 主的 当 ったっ 社 会復 て は、 帰 上 \mathcal{O} カン 活 5 動 \mathcal{O} を 職 援 権 助 に よる 助 成 強制

五

す

方

針

を

採

0

7

1

る

 \mathcal{O}

カン

社 会 復 帰 \sim \mathcal{O} 機 運 を 醸 成 す ることが 合 理 的 だと考え る。 特 に 大 量 \mathcal{O} 被 災 者 を 抱 え る 県 等 に 0 1

ては、特別にそうした措置が必要だと考えるがどうか。

六 林 業 関 係 \mathcal{O} 振 動 障 害 被災者に つ いては 「社会復帰援護 金 制 度 が設 けら れて ١ ر るに ŧ か

か

わ

5

ず、 同 地 域 に 居 住 し、 社会復帰 12 伴う困 難 度も同じと考えられる他業種 (土建 労働 者 等 \mathcal{O} 被

災 者 に つ 1 て は こうし た 制 度 が 適 用 さ れ ず、 社会復帰 0 援 護 に 当たり 実質的 不平 等 が 生じ て 1

る。 ک \mathcal{O} 事 態を早急に是正 Ļ 他 業 種 に ŧ 社 会復 帰援 護 金 制 度 を 適用すべ きだと考えるがど

うか。

右質問する。